

安全データシート

1. 製品名及び会社情報

製品名 サルボコール70F
 会社名 西日本薬業株式会社
 住所 愛媛県松山市南吉田町2186番地1
 電話番号 089-965-3600
 FAX番号 089-965-3601
 メールアドレス info-labo@nisiyaku.co.jp
 推奨用途及び
 使用上の制限 食品、製造器具等の除菌洗浄及び食品の鮮度保持
 作成年月日 2010年12月16日
 改定日 2016年6月1日

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性 引火性液体 区分2
 健康に対する有害性 眼に対する重篤な損傷/眼刺激性 区分2A-2B
 生殖細胞変異原性 区分1B
 生殖毒性 区分1A
 特定標的臓器/全身毒性(単回暴露) 区分3(気道性刺激、麻醉性)
 特定標的臓器/全身毒性(反復暴露) 区分1(肝臓)、区分2(神経)
 環境に対する有害性 該当せず
 絵表示又はシンボル



注意喚起語

危険

危険有害性情報

引火性の高い液体及び蒸気で、蒸気は空気とよく混合し、爆発性混合物を生成しやすい。

次亜塩素酸カルシウム、酸化銀、アンモニアとは徐々に、硝酸、硝酸銀、硝酸第二水銀、過塩素酸マグネシウム等の酸化剤とは激しく反応し、火災や爆発の危険をもたらす。

蒸気を吸入すると眼、気道の刺激を引き起こすことがあり、繰り返しさらされた場合、粘膜への刺激、めまい、感覚鈍麻、頭痛、疲労感などを起こすことがある。

妊娠中に継続して摂取すると、胎児に有害影響が及ぶことがある。長期にわたる摂取は肝硬変を引き起こすことがある。

特定の危険有害性

該当せず

3. 組成・成分情報

物質の特定 混合物

組成

含有成分	化学式	化審法番号	安衛法番号	CASNo.	重量比
エチルアルコール	CH ₃ CH ₂ OH	2-202	既存	64-17-5	68.4%
グリセリン	C ₃ H ₈ O ₃	2-242	既存	56-81-5	0.5%
クエン酸	C ₆ H ₈ O ₇ ・H ₂ O	2-1318	既存	5949-29-1	0.3%

上記組成に精製水を含有

国連分類：3-2（引火性液体） 国連番号：1170

4. 応急措置

- 吸入した場合：直ちに空気の新鮮な場所に移し、安静にする。ひどい場合は直ちに医師の手当を受ける。
- 眼に入った場合：豊富な清浄水で最低15分間眼を洗浄した後、直ちに眼科医の手当を受けること。
- 皮膚に付着した場合：アルコールの浸潤した衣服を直ちに脱がせ、アルコールにふれた部分を水で流しながら洗浄する。
- 飲み込んだ場合：水でよく口の中を洗浄した後、コップ数杯の清水を飲ませ希釈し、可能であれば指をのどに差し込んで吐き出させ、直ちに医師の手当を受ける。

5. 火災時の措置

- 消火剤：大量の水、粉末、炭酸ガス、耐アルコール泡などの消火剤が有効
- 消火方法：初期の火災には、大量の水噴霧、又は粉末、炭酸ガス等の消火器による消火を行う。大規模の火災には耐アルコール泡、大量の水を噴霧する。容器を冷却する。又延焼を防止するため、周辺にも水を噴霧する。空気遮断にて消火を行うこと。
- 火災時の特有危険有害性：刺激性又は有害なガスが発生する。少量の水での消火は火災を拡大させる。
- 消火を行う者の保護：防災耐熱性保護具、マスク等消火作業に適した保護具を着用すること。

6. 漏出時の措置

- 注意事項：高濃度の蒸気にさらされないように保護眼鏡、保護マスク等適当な保護具を着用する。
浸透性及び揮発性があるので、付近の着火源となるものは速やかに取り除く。
- 除去方法：少量の場合は砂又は他の不燃性吸着剤で取り除きこぼれた場所を速やかに大量の水で洗い流す。

大量の場合は漏出液を密閉式の空容器にできるだけ回収し、回収できなかった場所は、大量の水で洗い流す。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い：みだりに火気その他点火源となる恐れのあるものに接近させ若しくは注ぎ、蒸発させ、又は加熱しないこと。

取扱い及び保管施設の電気設備は全て防爆構造とし、アルコール流動その他によって静電気を発生させる恐れのある場所にはこれを有効に除去する装置を設けること。

取り扱う設備のある場所を常に整理整頓し、その場所に可燃性のもの又は酸化性のものを置かない。

保管：保管は消防法上の貯蔵設備で行い、通風をよくし蒸気が滞留しないようにする。また、指定数量未満のものについても、火気その他危険な場所から遠ざけ通風をよくし温度、湿度、遮光に注意し、冷暗所に保管する。

消防法の第1類及び第6類の危険物との混合貯蔵は禁止。また、非危険物との混合貯蔵については、原則禁止であるが、例外として危険物以外の可燃性固体類又は可燃性液体類とを貯蔵する場合は、それぞれをとりまとめて貯蔵し、かつ相互に1m以上の間隔を置く場合には貯蔵することができる。

8. ばく露防止及び保護措置

設備対策：装置の気密が重要である。照明設備は防爆型のものを使用する。
取扱いについては、火気のない換気のよいところで行う。

管理温度：規定なし

許容濃度：ACGIH(1996) TWA 1,000ppm(1,880mg/m³)

保護具：通常はゴム手袋、ゴム前掛、安全靴を着用する。高濃度の場所ではゴム手袋、ゴム前掛、安全靴、保護眼鏡、保護マスクを着用する。

作業衣：帯電防止衣服を着用する。

9. 物理的及び化学的性質

外観等：無色透明な液体で特有の芳香とやけるような味を持つ。

pH：該当せず **融点**：-114.15℃ **沸点**：78.32℃(101.325kPa)

引火点：13℃ **発火点**：439℃ **蒸気圧**：5,878kPa(20℃)

爆発限界：下限 3.3vol%～上限 19.0vol%(空气中) **蒸気密度**：1.59

密度：0.78493kg/m(25℃) **溶媒に対する溶解性**：水、エーテルによく溶ける
オクタノール／水分配係数：-0.30(logPow)

10. 安定性及び反応性（アルコール分100%として）

安定性：通常の実験条件においては安定であり、危険有害な分解生成物は発生しない。

反応性：硝酸、硝酸銀、硝酸水銀、過塩素酸マグネシウム等の強酸化剤と激しく反応し、火災や爆発の危険をもたらす。

11. 有害性情報(アルコール分 100%として)

- 急性毒性
- ・経口 ラット：LD₅₀ 6.2-17.8g/kg
 - ・経皮 ウサギ：LDLo 20g/kg
 - ・吸入（蒸気）ラット：LC₅₀ 2,000ppm/10h 毒性未評価
 - ・吸入（ミスト）ラット：LC₅₀ 63,000ppm/4h (118mg/L)
- 皮膚腐食性・刺激性：OECD TG404 試験において刺激性なし：区分外
- 眼に対する重篤な刺激性：OECD TG405 試験において中等度の刺激性と評価され、1~3日目に認められた角膜混濁や光彩炎などの症状は7日以内にほぼ回復：区分 2A
- 生殖細胞変異原性：ラット及びマウスにおける優位致死の報告及びマウス生殖細胞における異数性誘発の報告があるものの。極めて高用量での治験であり再現性も認められておらず、変異原性試験においても陰性であることが報告されている。）
- 発がん性：IARCでは「アルコール性飲料」としてグループ1に分類しているが、これはアルコール性飲料を習慣的に摂取するヒトの多数の疫学調査に基づいており、ヒトにおける嗜好的習慣的摂取のデータである。一方ACGIHはエタノールをA3に分類しているが、この評価に用いたデータは高用量で実施されており、より低用量での2年間の試験においては明確な発がん性は示されていない。
- 生殖毒性：一定量以上の飲酒による流産や胎児性アルコール症候群などのヒト胎児に対する悪影響が多数報告されている。ヒトに対するエタノールの生殖毒性のおそれ(区分 1A)
- 特定標的臓器・全身毒性（単回ばく露）：ヒトでエタノールの経口摂取により中枢神経系に急性中毒作用を及ぼし、大量摂取した場合には反射低下、呼吸または循環器不全などを及ぼし、場合によっては死に至る事がある。
麻酔作用（区分 3）気道刺激性（区分 3）
- 特定標的臓器・全身毒性（反復ばく露）：ヒトでアルコールの長期大量摂取によりほとんど全ての器官に障害を起こすが、最も悪影響を与える標的臓器は肝臓である。障害は脂肪変性に始まり、壊死と線維化を経て肝硬変に至る。区分 1（肝臓）アルコール中毒患者の禁断症状（振戦症状、てんかん、精神錯乱）区分 2（中枢神経系）

12. 環境影響情報

- 水生環境急性有害性：甲殻類(ネコゼミジンコ)の48時間LC₅₀=5012mg/L、藻類(クロレラ)の96時間EC₅₀=1000mg/kgなどから区分外とした。
- 水生環境慢性有害性：難水溶性でなく(水溶解度=1.00×10⁶mg/L)、急性毒性が低いことから、区分外とした。

13. 廃棄上の注意

- 残余廃棄物：廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。
都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理すること。

廃棄物の処理を委託する場合、処理業者などに危険性、有害性を充分告知の上処理を委託すること。

汚染容器及び包装：容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規ならびに地方自治体の基準に従って適切な処置を行なうこと。

空容器を廃棄する場合は内容物を完全に除去すること。

14. 輸送上の注意

- ・ 取扱い及び保管上の注意の項の記載による他、消防法により第1類及び第6類との混載を禁止。
- ・ 運搬に際しては、容器に漏れのないことを確かめて、転倒、落下、損傷のないよう積み込み、荷崩れの防止を確実にを行う。
- ・ その他、適用法令の定めるところに従う。

15. 適用法令

- ・ 食品衛生法：食品添加物
- ・ 労働安全衛生法：施行令 別表第一危険物4. 引火性の物
- ・ 消防法：危険物第四類アルコール類（水溶性液体）
- ・ 危険物船舶運送及び貯蔵規則：引火性液体類 中引火点引火性液体

16. その他の情報

【参考文献】

財団法人バインダストリー協会：アルコールハンドブック第9版(1997)

社団法人日本化学会編：化学便覧(改訂4版)、丸善(1993)

化学工業日報社：13700の化学商品

化学工業日報社：国際化学物質安全カード(ICSC)日本語版第3集(1997)

通産省公報（平成5年12月28日）

【注意】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ この情報は新しい知見及び試験等により改正されることがあります。・ 記載内容は現時点で入手できた資料や情報に基づいて作成しておりますが情報の正確さ、完全性を保証するものではありません。・ 注意事項は通常の手扱いを対象としたものですが、特別な手扱いをする場合には、新たに用途・用法に適した安全対策を講じた上で実施願います。・ すべての化学品には未知の有害性がある得るため、手扱いには細心の注意が必要です。ご使用者各位の責任において、安全な使用条件を設定くださるようようお願い申し上げます。 |
|---|